

## 「おおさかカンヴァス推進事業作品審査会」設置要綱（案）

### （設置）

第1条 大阪のまちをアーティストの発表の場として活用し、大阪の新たな都市魅力を創造・発信するとともにアーティストがアイデアと想いを実現できる機会を得ることを目的に実施するおおさかカンヴァス推進事業において、作品の審査を行うため「おおさかカンヴァス推進事業作品審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### （構成）

第2条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。  
2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

### （座長）

第3条 審査会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 座長は、会務を総括する。  
3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 審査会の会議は、座長が召集し、座長がその議長となる。  
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 審査会は、座長が審査会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときは、委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。

### （謝礼）

第5条 委員の謝礼の額は、日額10,400円とする。  
2 前項の謝礼は、出席日数に応じてその都度支給する。

### （費用弁償）

第6条 委員の費用弁償については、「職員の旅費に関する条例」に準じて支給する。

### （事務局）

第7条 審査会の事務は、府民文化部都市魅力創造局文化課が行う。

### （その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、審査会で定めることができる。

### 附則

#### （施行期日）

1、この要綱は、平成23年●月●日から施行する。

#### （要綱の失効）

2、この要綱は、平成23年3月31日にその効力を失う。

## 別表

役 職	氏 名
京都市立芸術大学学長 埼玉県立近代美術館長	建 畠 哲
株式会社 E-DESIGN 代表取締役 ランドスケープ・デザイナー	忽 那 裕 樹
関西ウォーカー編集部編集長	玉 置 泰 徳
ウルトラファクトリー・ディレクター 京都造形芸術大学教授／現代美術作家	ヤノベケンジ
NPO法人スマイルスタイル代表	塩 山 諒